

平成19年10月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 原正悟

平成17年(行ウ)第16号 政務調査費返還請求権行使請求事件

口頭弁論終結の日 平成19年8月3日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 被告は、自由民主党県議団に対し、2万円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、緑新会に対し、5000円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを100分し、その96を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 補助参加に要した費用については、補助参加人自由民主党県議団が補助参加に要した費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を補助参加人自由民主党県議団の負担とし、補助参加人緑新会が補助参加に要した費用は、これを100分し、その99を原告らの負担とし、その余を補助参加人緑新会の負担とし、その余の補助参加人が補助参加に要した費用は、原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、自由民主党県議団に対し、260万1200円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求

せよ。

- 2 被告は、自由民主党県議団及び長野県議会議員古田英士に対し、連帯して57万6000円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、自由民主党県議団及び長野県議会議員萩原清に対し、連帯して36万円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、自由民主党県議団並びに長野県議会議員亡小林宗生訴訟承継人小林善子、同小林早和子及び同小林泰輔に対し、連帯して68万1210円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、緑新会に対し、42万4720円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、緑新会及び長野県議会議員下村恭に対し、連帯して61万9830円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、志昂会に対し、69万0310円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、県民クラブ・公明に対し、38万8080円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 9 被告は、県民クラブ・公明及び長野県議会議員小林利一に対し、連帯して52万2000円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、長野県の住民である原告らが、同県議会の会派である自由民主党県

議団、緑新会、志昂会、県民クラブ・公明に対し、平成16年度に交付された政務調査費の一部が、本来充当すべきではない支出に充当された旨主張し、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき上記第1の1ないし9の各金員及びこれに対する平成16年度終了日の翌日（平成17年4月1日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求め、また、自由民主党県議団に所属する長野県議会議員である古田英士及び萩原清並びに県民クラブ・公明に所属する長野県議会議員である小林利一に対し、それぞれ事務所としての使用実態がないのに事務所としての賃料名下に政務調査費を各充当した旨を、緑新会に所属する長野県議会議員である下村恭に対し、実態のない虚偽の報告書を作成して調査旅費名下に政務調査費を充当した旨を、自由民主党県議団に所属する長野県議会議員であった亡小林宗生の訴訟承継人らに対し、事務所として使用実態がないのに事務所としての賃料名下に、また、実態のない虚偽の報告をして調査旅費名下に政務調査費を充当した旨を、それぞれ主張し、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき上記第1の2ないし4、6及び9の各金員及びこれに対する平成16年度終了日の翌日（平成17年4月1日）から支払済みまで、年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める住民訴訟（地方自治法242条の2第1項4号本文）の事案である。

1 前提となる事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも長野県内に居住する住民である。

イ 被告は、長野県知事である。

ウ 補助参加人自由民主党県議団、緑新会、志昂会、県民クラブ・公明（なお、同会派は、長野県議会議員の会派であった公明党県議団が、平成17年3月18日付で解散し、同会派に所属していた議員が、長野県議会議

員の会派であった県民クラブに加入したことにもない、県民クラブがその会派名を「県民クラブ・公明」と同日付で変更したものである。また、県民クラブ・公明は、公明県議団の権利義務を承継した。）は、長野県議会議員によって構成された会派であり、権利能力なき社団である。

エ 古田英士、萩原清及び小林宗生は、平成16年度当時、長野県議会議員であり、自由民主党県議団に所属していた者である。

下村恭は、平成16年度当時、長野県議会議員であり、緑新会に所属していた者である。

小林利一は、平成16年度当時、長野県議会議員であり、県民クラブ・公明に所属していた者である。

小林宗生議員が平成18年12月22日に死亡したため、同人の相続人である小林善子、小林早和子及び小林泰輔は、本件訴訟手続を受継した。

## （2）政務調査費に関する法令の規定

### ア 地方自治法

地方自治法100条13項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定する。

### イ 条例及び同施行規程

地方自治法100条13項を受けて定められた、政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月26日長野県条例第25号）は、次のように定める。

（ア）2条 「政務調査費は、会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）に対し交付する。」

（イ）3条 「政務調査費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗

じて得た額とする。」（1項）

- (ウ) 6条 「知事は、毎月10日（括弧内省略）に、当該月分の政務調査費を交付するものとする。」
- (エ) 7条 「会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。」
- (オ) 8条 「会派は、議長が定める収支報告書（その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。）に地方自治法第100条第13項に規定する調査研究に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の書類の写し（括弧内省略）を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。」（1項）
- (カ) 11条 「知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」
- (キ) 附則2条 「平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。」

同条例に基づき定められた政務調査費の交付に関する条例施行規程3条（以下「本件規程」という。）は、政務調査費の使途基準を次のように定める（以下、同条例7条及び同施行規程3条で定められた使途基準を「本件使途基準」という。）。

項目 内容

- (ア) 調査研究費 会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究

### 並びに調査委託に要する経費

- (イ) 研修費 会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
- (ウ) 会議費 会派における各種会議に要する経費
- (エ) 資料作成費 会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
- (オ) 資料購入費 会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
- (カ) 広報費 会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
- (キ) 事務費 会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
- (ク) 人件費 会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

### (3) 政務調査費マニュアル（甲2）

長野県議会は、政務調査費のより厳正な取り扱いを期するために、「政務調査費マニュアル」の策定を議会運営委員会検討会議に諮問し、平成16年8月、「政務調査費マニュアル」（甲2。以下「本件マニュアル」という。）が策定された。

本件マニュアルについて、当時の長野県議会議長古田英士は、県議会の各会派が政務調査費を使用するにあたって、会派自らが判断するための指針とするものであるとしている。本件マニュアルの内容は、以下のとおりである。

ア 政務調査費の使途基準について、次のように定めている。

#### (ア) 基本指針（本件マニュアルⅠの1）

交付された政務調査費は、調査研究活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものである。

政務調査費を充当することができる調査研究活動は、会派が行う調査研究活動である。このことから、会派として実施する調査研究活動を具体的に決定した上で、会派の調査研究活動を会派に所属する議員が分担して行う場合に限り、個々の議員が実施する調査研究活動へも政務調査費を充当することができるものとする。

(イ) 本件使途基準の各項目について、次のとおり、例を挙げている（本件マニュアルⅠの2）。

調査研究費：調査委託費、交通費、宿泊費等

研修費：会場費・機械借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等

会議費：会場費・機械借り上げ費、資料印刷費等

資料作成費：印刷・製本費、原稿料等

資料購入費：書籍購入代、新聞雑誌購読料等

広報費：広報紙・報告書等印刷費、送料、通信費等

事務費：事務用品・備品購入費、通信費、事務所借上料・管理運営費等

人件費：給料・手当、社会保険料、賃金等

(ウ) 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）として、①政党活動経費、②選挙活動経費、③後援会活動経費、④私的経費、⑤その他適当でない経費を挙げている（本件マニュアルⅠの3）。

そして、各項目の内容を具体的に挙げており、④私的経費及び⑤その他適当でない経費については、次のとおり挙げている。

#### ④私的経費

- ・ 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・ 観光、レクリエーション、私的な旅行等に要する経費
- ・ 親睦会又は飲食を目的とした余合、レクリエーション大会等の開

### 催及び参加に要する経費

- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席に要する経費

### ⑤その他適当でない経費

- ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費  
(JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席)  
(町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席)  
(起工式、竣工式等への出席)

イ 使途基準の運用指針として、次のように定めている。

#### (ア) 按分にあたっての指針（本件マニュアルⅡの2）

会派（議員）活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが通例であるから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当な場合にあっては、各活動の実績に応じた按分により充当することとする。

按分の上限は、事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）及び人件費（専ら調査研究活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。）の按分については、2分の1を上限とする。

#### (イ) 項目別充当指針（本件マニュアルⅡの3）

##### ① 交通費・宿泊費等

タクシ一代金等については、他の公共交通機関がないか運行本数が少ない場合、緊急の場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合に充当できるものとする。特に、飲食を伴う会合に出席した際の

タクシーチケット（特別な事情により運転代行を利用した場合の代金を含む。）については、会合 자체が実質的な意見交換を中心としたものであり、飲食が調査研究活動としての会合と一体性を持っている場合に限り充当できるものとする。したがって、親睦又は飲食を主たる目的とした会合に出席した場合には充当できないものとする。

## ② 会費

会費への政務調査費の充当に際しては、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものである必要があり、会派（議員）が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

議員の経営者としての資格等個人的資格要件で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）については、政務調査費を充当しないものとする。

### a 懇談会等への出席に要する会費

会派（議員）が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費、会派や議員間の懇談会等の会費へは政務調査費を充当しないものとする。

政務調査費を充当する場合には、5000円を限度とする。

### b 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）

- ・ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費月会費等

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等  
(町内会費、公民館費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブの会費、ロータリークラブの会費等で、議員個人に本来帰属する会費)
- ・冠婚葬祭の会費(結婚式の会費、祝賀会の会費、祭りの経費負担)
- ・親睦又は飲食を目的とする会合の会費
- ・意見交換を伴わない会合の会費

#### ③ 会議費(食糧費)

政務調査費の充当が不適当な経費として、会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費、飲食を伴う会合に要する経費(調査研究活動の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする。)を挙げる。

#### ④ 事務費(事務所経費)

- 事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、事務所としての外形上の形態を有していること、事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること、原則として会派又は所属議員が契約者となっていることといった要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充當できるものとする。事務所が会派の支部事務所等として位置付けられていることが適当である。
- 会派(議員)活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。
- 事務所の形態に応じた賃借料の政務調査費充当限度額の基準を、

調査研究活動専用事務所の場合には全額、調査研究活動事務所兼政治団体事務所の場合及び調査研究活動事務所兼住居等の場合には2分の1に相当する額を政務調査費充当限度額し、調査研究活動事務所兼政治団体事務所兼住居等の場合には政務調査費を充当しないものとする。

#### ⑤ 人件費

- a 事務所職員を調査研究活動の補助業務に従事させている場合等で、調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務とを兼ねて従事している職員の入件費に政務調査費を充当する場合にあっては、勤務実績表等に基づく勤務時間の実態に基づいて充当するか、調査研究業務に従事した割合（平均時間、日数等）等で按分して充当する必要がある。
- b 政務調査費充当限度額の基準を、調査研究業務専任者は全額、勤務実績表等により調査研究業務に従事した実績が明確な者は実績額、それ以外の者は2分の1とする。
- c 議員の親族を政務調査活動補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。ただし、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする。

#### (4) 政務調査費の交付等

ア 長野県は、平成16年度、自由民主党県議団に対して3132万円、緑新会に対して1740万円、志昂会に対して2088万円、県民クラブ・公明に対して2436万円（県民クラブに対して2436万円、公明党県議団に対して696万円）をそれぞれ交付した。

上記各会派は、長野県議会議長に対し、別紙2「政務調査費収支報告一覧表」の同「項目」欄記載の各科目について、「政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費」欄記載の各金額を調査研究活動のために支出し、そのうち「政務調査費充当額」欄記載の各金額について、政務調査費を充当した旨報告した。

イ　自由民主党県議団は、平成17年11月1日、平成16年度政務調査費収支報告書（平成17年4月28日提出）を訂正し、古田英士議員に係る事務所経費57万6000円及び萩原清議員に係る事務所経費36万円の合計93万6000円を、政務調査費を充当した経費から削除し、別紙2「政務調査費収支報告一覧表」の自由民主党県議団の調査研究活動のために支出した金額（「政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費」欄参照）について、事務費を558万6241円と、支出合計額を3180万5914円とそれぞれ訂正した（なお、事務費への政務調査費充当額は、もともと510万0327円であったため、上記訂正是事務費への政務調査費充当額には影響しなかった。）。古田英士議員は同年12月1日に、萩原清議員は同月5日に、それぞれ上記各金額を自由民主党県議団に返還した。自由民主党県議団は、両議員から返還を受けた93万600円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付した。（甲47の1ないし4、甲57の2、丙9、29、30の1、2、丙31、32の1ないし5、丙36）

ウ　緑新会は、平成17年10月27日、平成16年度政務調査費収支報告書（平成17年4月30日提出）を訂正し、下村恭議員に係る平成16年5月10日、同年10月26日、同年11月2日、平成17年1月13日、同年2月10日の旅費合計11万7200円を、政務調査費を充当した経費から削除し、別紙2「政務調査費収支報告一覧表」の緑新会の調査研究活動のために支出した金額（「政務調査費を充当して行った調査研究

活動に要した経費」欄参照)について、調査研究費を544万3530円と、支出合計額を1876万4763円とそれぞれ訂正した(なお、調査研究費への政務調査費充当額は、もともと512万4293円であったため、上記訂正是調査研究費への政務調査費充当額には影響しなかった。)。下村恭議員は同年11月21日に、上記金額を緑新会に返還した。緑新会は、同議員から返還を受けた11万7200円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付した。(甲49の1ないし4、丙11、35の1ないし4)

エ 県民クラブ・公明は、平成17年11月7日、平成16年度政務調査費収支報告書(平成17年4月28日提出)を訂正し、小林利一議員に係る事務所経費27万円を、政務調査費を充当した経費から削除し、別紙2「政務調査費収支報告一覧表」の県民クラブ・公明の調査研究活動のために支出した金額(「政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費」欄参照)について、事務費を547万6225円と、支出合計額を2459万0720円とそれぞれ訂正した。小林利一議員は同年11月7日に、上記金額を県民クラブ・公明に返還した。そして、県民クラブ・公明は、同議員から返還を受けた27万円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付し、平成16年度政務調査費収支報告書(平成17年4月28日提出)を訂正し、政務調査費を充当した金額について、調査研究費を523万7000円(なお、甲48の2においては、「5,2370,000円」と記載されているが、「5,237,000円」の誤記であることは明らかである。)と、研修費を326万1000円と、会議費を149万2000円と、資料作成費を95万2000円と、資料購入費を140万6000円と、広報費を300万7000円と、事務費を542万5000円と、人件費を358万円と、それぞれ訂正した。(甲48の1ないし6、丙10、3

3, 34の1ないし7)

(5) 各会派における各議員への政務調査費の交付（丙12, 64, 弁論の全趣旨）

ア 自由民主党県議団

自由民主党県議団は、四半期ごとに各議員に概算交付をし、これを年度末に精算している。

四半期ごとの概算交付に当たっては、各議員から3か月分の地域活動費精算書に、調査研究活動記録票や領収書等の書類を添付して報告させ、会派の事務局長及び経理責任者である議員が報告内容を審査し、適当と認めた場合に、概算交付をする。

年度末の精算については、~~支~~年度終了後に会派構成議員全員が出席して開催する団会議において、各議員から提出された1年分の地域活動費精算書、調査研究活動記録票、領収書等の内容について協議し、自由民主党県議団の活動として政務調査費を充てることが適當と認められる活動の経費を確定し、各議員に対し政務調査費を追加交付したり、返還を求めてい

る。

イ 緑新会

緑新会は、四半期ごとに各議員に概算交付をし、これを年度末に精算している。

四半期ごとの概算交付に当たっては、各議員から調査研究活動の内容と当該活動に要した経費について、領収書等の書類を添付して報告させ、会派の経理責任者である議員が報告内容を審査し、適当と認めた場合に、概算交付をする。

年度末の精算については、年度終了後に会派構成議員全員が出席して開催する団会議において、各議員から提出された1年分の調査研究活動の内容、領収書等の内容について協議し、緑新会の活動として政務調査費を充

てることが適當と認められる活動の経費を確定し、第4四半期分の交付額を調整している。

#### ウ 志昂会

志昂会は、毎月、各議員から調査研究活動の内容と当該活動に要した経費について、領収書等の書類を添付して会派の本部へ報告させ、会派に交付された政務調査費のうち本部の経費を含めた一定額を留保した上で、おおむね毎月、概算交付している。

そして、年度末に、各支部の活動報告の内容と領収書等の書類を経理責任者が審査した上で、総会において、各議員の調査研究活動に要した経費について、志昂会の活動として政務調査費を充てることが適當と認められる活動の経費を確定し、返納又は追加交付することにより、会派内で精算している。

#### エ 県民クラブ・公明

県民クラブ・公明は、毎月、各議員から調査研究活動の内容と当該活動に要した経費について、領収書等の書類を添付して会派の本部へ報告させ、会派に交付された政務調査費のうち本部の経費を含めた一定額を留保した上で、おおむね毎月、概算交付している。

そして、年度末に、各支部の活動報告の内容と領収書等の書類を経理責任者が審査した上で、総会において、各議員の調査研究活動に要した経費について、県民クラブ・公明の活動として政務調査費を充てることが適當と認められる活動の経費を確定し、返納又は追加交付することにより、会派内で精算している。

#### (6) 監査請求（甲1）

原告らは、平成17年8月25日から10月13日までの間に、長野県監査委員に対し、平成16年度の政務調査費の支出について、違法又は不当な支出があるとして、長野県知事に、「長野県知事は、平成16年度の政務調

経費の返還として、自由民主党県議団に対し金549万3300円を、緑新会に対し金318万260円を、志昂会に対し金130万3408円を、県民クラブ・公明に対し、金214万9007円を返還させること」を勧告するよう求め、住民監査請求をした。その結果、長野県監査委員は、ア 同年10月31日、自由民主党県議団所属の古田英士及び同萩原清、県民クラブ・公明所属の小林利一の事務所について、その賃料に政務調査費を充当することは適当でないが、作為的に契約がされたものでないとして、今後はこれらに政務調査費を充当しないことを求めた、イ 緑新会所属の下村恭の調査研究活動に係る交通費及び宿泊費等について、新潟市への5件の調査研究活動が行われておらず、違法又は不当であるが、緑新会が収支報告を訂正し、上記5件の調査研究活動に係る11万7200円について経費から控除したため、違法又は不当な支出はもはや存在しないとしたほかは、ウ 使途基準に違反するものではないとして、請求人の主張には理由がないとして、平成17年10月31日、請求を棄却した。

## 2 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件各支出が、本件使途基準に反するか否かであり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

(原告らの主張)

### (1) 総論

本件マニュアルは使途基準そのものではないが、使途基準に準ずるものとして、各会派及び各議員はこれを遵守する義務があり、少なくとも、本件使途基準を解釈する有力な基準となると解すべきである。

#### ① 事務所の賃借料について

ア 県議会議員の仕事は、事務所に頻繁に来客があり事務員等を常駐させておかなければならぬようなものではないから、県議会議員の事務所は、自宅兼事務所程度で十分であり、独立した事務所は通常必要性が小

さい。

そのため、各議員は、事務所の使用状況、事務員の常駐の有無等事務所の必要性を証明すべきであり、必要性が明らかにならなければ、政務調査費を充当すべきではない。

イ 仮に事務所を賃借する必要性が認められたとしても、本件マニュアルにしたがって後援会と50%で按分してその賃借料を負担すべきであり、これを超えて政務調査費を充当することは、違法である。

## ② 支部事務所の事務員について

本件マニュアルでは、「親族を雇用する特別な理由が必要であり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り政務調査費を充当することができる。」とされており、そのような特別の理由がないのに親族を雇用し、政務調査費を充当するのは違法である。

## ③ 飲酒を伴う会合の会費について

会費は、「実質的な意見交換が中心である場合に充当できる」（本件マニュアル）ところ、飲酒しながらの懇談については、実質的な意見交換が中心である場合には当たらない。そして、新年会、祝賀会、懇親会等はもとより、懇談会であっても3000円以上の会費を伴うものは、原則として飲酒を伴う飲食費であると推定され、これらの会費に政務調査費を充当することはできない。

また、旗開き、新年会、祝賀会、野球大会、授賞式などは、挨拶と会食程度しかなく、又は、会の目的や活動内容、それらと政務調査活動との関連性が明らかでなく、いずれも政務調査活動とは関係がない議員としての交際費又は個人的な支出とするのが相当である。本件マニュアルにおいても、「調査研究活動の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする」とし、また、政務調査費を充当するのに適当でない経費として「挨拶、会食、テープカット

だけの出席に要する経費」を挙げている。

なお、平成18年度に政務調査費を充当した会費は、平成16年度の約半数となっており、これらの会費に政務調査費を全く充当していない会派もあることから、これらの会費に政務調査費を充当しなくても政務調査ができるることは明らかである。

よって、これらに政務調査費を充当することは違法である。

#### ④ 調査研究活動に不必要的旅費について

訪問や調査研究の実態がないのにその費用として政務調査費を充当することはできないのはもとより、政務調査費は、会派に支出されたものであるから、政党活動、後援会活動、私的な活動に対しては、政務調査費を充當できない。

#### ⑤ 県外視察での無駄な宿泊費、旅費について

志昂会は、視察と称して、観光目的と推定される場所に行き、1泊でできる調査研究活動であるのに、観光のために2泊し、その宿泊費及び旅費に政務調査費を充当しており、違法である。

### (2) 各論

補助参加人らは、別紙3「各支出に関する原告らの主張」のとおり、上記(1)①ないし⑤のような本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出した。

#### (被告の主張)

長野県が各会派から徴求した政務調査費の使途に関する説明資料から判断する限り、政務調査費の使途に特別の問題はない。

#### (被告補助参加人らの主張)

(1) 長野県においては、政務調査費は、各会派に対して交付され、その返還も各会派に命ずるものであるから、個々の議員は、政務調査費を返還する義務を負わない。

(2) 政務調査費の交付を受けた各会派における支出について、政務調査費を充當できる経費か否かは、本件使途基準に従って判断されるべきであり、本件マニュアルによるべきではない。

そして、政務調査費の交付を受けた会派が本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を充てた場合に限って、当該支出は法律上の原因のない違法なものとなり、当該各会派は、不当利得として、長野県にこれを返還すべき義務を負う。

(3) ①事務所経費について

ア 会派や議員がその活動の拠点として事務所を設置することは自由であり、事務所を賃借する必要性がないとの原告らの主張は失当である。

事務所の形態や活用方法については、会派や議員の裁量が尊重され、事務所としての機能を有し、会派や議員の調査研究活動に使用されているものであれば、本件使途基準の「事務費」にあたり、政務調査費を充てることができる。

イ 事務所として賃借する物件の貸借人が会派や議員と何らかの関係がある法人又は個人であったとしても、事務所の貸借にともなう債権債務関係が発生するから、この賃借料に政務調査費を充てることは本件使途基準に反するものではない。

ウ 議員の活動内容は、議会活動、議員活動、政党活動、会派活動等が渾然一体としており、議員の活動の拠点となる事務所についてもいくつかの役割を持たせることが多いが、当該事務所が調査研究活動に使用されれば、政務調査費の充当が認められる。このことは「後援会事務所」との看板しか掲げられていない事務所であっても同様である。

また、政務調査費の交付を受けた各会派は、その活動に調査研究活動以外の活動が含まれていると判断した場合には、要した費用の全額に政務調査費を充てることをせずに、事務所の活用実態を踏まえた上で、按分によ

り政務調査費を充当している。なお、本件マニュアルは、按分割合を定める際の参考としての算出式や事務所の外形に着目した場合の充当限度額の基準を示したものであり、各会派においては、これらの基準等を参考にし、それぞれの事務所の活用実態等を踏まえた按分割合を定めているのである。

よって、事務所の実態を勘案した上で50%を超えた按分率にしたがつて政務調査費を充当することをもって違法と評価される理由はない。

エ 自由民主党県議団の吉田英士及び萩原清に関する事務所経費93万6000円については、平成16年度に自由民主党県議団が政務調査費を充当した経費から削除し、県民クラブ・公明の小林利一に関する事務所の貸借に係る経費27万円については、平成16年度に県民クラブ・公明が政務調査費を充当した経費から削除しており、各会派に利得はないし、長野県に損失も発生していない。

#### (4) ②支部事務員について

県議会議員が調査研究活動の補助業務に従事させるために雇用した者への対価の支払は、本件使途基準の「人件費」にあたり、調査研究活動の補助業務へ従事した実績に応じて政務調査費を充てることができる。

雇用した者が親族であっても、「勤務実績表」等により調査研究活動の補助業務に従事した実績が明らかである以上、その対価の支払に政務調査費を充てることは当然に認められるべきである。本件マニュアルも、「誤解を招きやすいから好ましいことではない」と事務員を雇用する際の望ましいあり方を指示しているのであって、親族を雇用した場合に政務調査費を充てることが違法であるとしているのではない。

#### (5) ③飲酒を伴う会合の会費について

各種団体等が主催する会合は、各分野における住民意思を聴取するための絶好の機会であり、これに出席し、参加者と懇談や意見交換をすることは、



議員としての典型的な調査研究活動であって、本件使途基準の「研修費」又は「調査研究費」に該当する。このことは、会合が飲食や飲酒を伴うものであったとしても、調査研究活動として妥当なものである限り、同様である。また、政務調査費を充当する額は、社会通念上妥当な範囲内の額に限っているのであって、違法とされるべき点はない。

(6) ④調査研究活動に不必要的旅費について

ア 観察及び現地調査は、調査研究活動の基本であり、会派又は議員の自由な判断が最大限に保証されるべきものであるから、当該観察及び現地調査等について不当利得返還請求権が発生するのは、調査研究活動としての合理性ないし必要性が明らかに欠ける場合に限られる。原告らは、具体的な主張、立証をすることなく、単に「不必要」「無駄」などと主張するだけであり失当である。

イ 緑新会の下村恭議員に関する5件の旅費等の経費11万7200円については、平成16年度に緑新会が政務調査費を充当した経費から削除しており、同会派に利得はないし、長野県に損失も発生していない。

ウ 下村恭議員は、木材利用や建築に関する課題を重要なテーマに据えて活動しており、いずれの現地調査もこれらの県政課題についての調査であって、調査研究活動として十分に合理性、必要性がある。実際に、同議員は、県議会の定例本会議において、木材問題を取り上げている。

また、小林宗生議員は、観光振興、観光行政の発展を目指した活動をしたり、信越本線のJRからの経営分離問題について積極的に取り組んでおり、いずれの現地調査もこれらの県政課題についての調査であり、調査研究活動として十分に合理性、必要性がある。実際に、同議員は、県議会の定例本会議において、観光振興等の問題を取り上げている。

エ 塚田一議員、下村恭議員、下崎保議員が所属する緑新会は、羽田孜衆議院議員の事務所を、国政の動向や各省庁の情報等を把握するための情報拠

点としたり、各種の地域課題への対応の窓口として利用しており、緑新会の各議員が上記事務所を訪問したのはいずれも調査研究活動のためにあって、違法ではない。なお、塙田一議員、下村恭議員及び下崎保議員が民主党に所属している事実はない。

(7) ⑤県外視察での無駄な宿泊費、旅費について

志昂会は、三重県庁において調査した後、おかげ横丁、三重ごみ固体燃料発電所、シャープ亀山液晶工場を視察した。おかげ横丁の視察においては、同施設を管理している有限会社伊勢福の社員から、鳥居前町の活性化の取組みについて資料に基づいて説明を受け、同社員の案内により現地を視察したのである、議員が観光するために訪問したのではない。

(8) 寺島義幸議員の運転代行の費用について

政務調査活動をするにあたり、公共交通機関による移動が困難な場合には自家用車の使用が不可欠である。

寺島議員は、調査研究活動のためにやむを得ず自動車運転代行を利用したのであり、その利用回数（1年間に2回）も社会通念上許容される範囲内であるから、自動車運転代行の費用に政務調査費を充当したことは違法ではない。

### 第3 当裁判所の判断

1(1) 本件条例7条は、政務調査費の使途について、「会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。」とし、これを受けて、本件使途基準が定められているのであるから、本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出することは許されない。そして、各会派が本件使途基準に適合しない使途に政務調査費を支出したときは、その支出は法律上の原因のない違法なものであり、当該会派は、その支出相当額を不当利得として返還すべき義務を負う。

この点、本件マニュアルは、使途基準ではなく、本件マニュアルに反して

政務調査費が充当されたとしてもそれが直ちに違法となるものではないが、本件マニュアルが、長野県議会の議会運営委員会検討会議に対する諮問により策定されたものであることや、使途基準は県議會議長が定めるものであるところ、県議會議長が本件マニュアルについて、県議会の各会派が政務調査費を使用するにあたって、会派自らが判断するための指針とするものである旨述べていることからすると、各会派は、政務調査費の充当に際し、本件マニュアルで定められている指針を軽視すべきではないということができる。

(2) ところで、地方自治法242条の2第1項4号は、当該地方公共団体が、請求の相手方とされる者に対し、実体法上、不当利得返還請求権を有することを前提とするものであり、不当利得返還請求権については、その存在を主張する者が、「法律上の原因」のないことについて主張立証責任を負う。そのため、原告らは、政務調査費が本件使途基準に従って支出されなかつたことを推認させるような事実を主張立証する必要がある。

もっとも、原告らにおいて、政務調査費を充当した各支出の具体的な内容を示してそれが使途基準に反することまでを主張立証せずとも、その支出の外形から、当該支出が県政に関する調査研究のための経費に充てられたものではないことを推認させる事実を主張立証した場合には、被告は、その推認を妨げるべく、政務調査費が使途基準にしたがって支出されたことについて具体的に反証する必要があると解するべきである。

2 以上を前提に、以下、原告らの主張する各支出について個別に検討する。

(1) 事務所の賃借料について

ア 自由民主党県議団の古田英士議員及び萩原清議員について

前記第2の1(4)イ認定事実によれば、自由民主党県議団が、平成17年11月1日、平成16年度政務調査費収支報告書を訂正し、古田英士議員に係る事務所経費57万6000円及び萩原清議員に係る事務所経費36万円の合計93万6000円を、政務調査費を充当した経費から削除し、

両議員から、それぞれ上記各金額の返還を受け、その返還された93万6000円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付したことが明らかであり、これによれば、長野県には損失が生じていない。

よって、上記各支出について、被告に対し、自由民主党県議団、古田英士議員又は萩原清議員に対する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を求める原告らの主張には理由がない。

#### イ 自由民主党県議団の小林宗生議員について

証拠（甲1、3の3、甲57の4）によれば、同議員後援会が、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間、同議員が代表取締役を務める有限会社小松屋商店から、長野県下高井郡山ノ内町平穂2282番地所在の建物を、賃料月6万4000円で賃借していたこと、その賃料の50%である38万4000円（月3万2000円の1年分）に政務調査費を充当していたことが認められる。

この点、原告らは、事務所を賃借する必要性、実態がないと主張する。

なるほど、上記建物の前にあるクリーニング店の従業者や同議員の消防団の先輩である者は、上記建物は後援会事務所としては使用されておらず、倉庫として利用されている旨供述しており（甲53の1及び2）、事務所を撮影した写真からうかがわれる事務所の外観（甲27の1ないし5、甲45、丙19）や小林宗生名義での電話加入権は存在しないこと（甲62の1ないし3）などからすると、同事務所の実態がなかった又は必要がなかったとも思われる外観を呈する。

しかしながら、同議員がその陳述書（丙13）において、週2回程度は同事務所で打合せをしたと記述しているほか、監査委員の電話による調査において、旅館を経営している者が、同事務所で観光行政について数回話し合いをしたと述べ、消防団のOBが、同事務所で3回程度消防関係の話を

したと述べており（甲26、34、35），また，証拠（甲27の3，4，甲64の3，丙70，71，73）によれば，同事務所において，同議員の父である小林基衛名義の電話加入権のある電話（電話番号は0269-33-3256）を使用していたことが認められるところである。なお，丙70によると電話の設置場所が長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2230番地となっており，上記賃借に係る事務所の所在場所（平穏2282番地）とは異なるが，これは，小林基衛名義で設置されている小松屋商店の代表電話（電話番号は0269-33-3255）が同商店本店所在地である平穏2230番地に設置されていることから，0269-33-3256の番号の電話の設置場所の住所も同商店本店所在地となっているが，実際には，平穏2282番地において使用されていたと認められる（丙73）。

また，上記建物の前にあるクリーニング店の従業者や同議員の消防団の先輩である者の供述（甲53の1及び2）が，同議員が政務調査活動に同事務所を使用していたことまでを否定する趣旨のものであるとするのは疑問であるといわざるを得ない。さらに，同事務所に「後援会事務所」と記載された看板しかないことをもって同事務所が政務調査には利用されていなかったと推認することはできないし，同事務所の賃貸人が同議員が代表取締役を務める有限会社であることをもって上記事務所を賃借する必要がないことを推認することはできない。

そうすると，同事務所の外観からは一見その実態がなかった又は必要がなかったとも思われるものの，上記各事情も併せ検討すると，同事務所の使用実態がなかったとまではいふことができない。

そして，政務調査費を充当しているのも，賃借料の50%であることも考慮すると，上記事務所賃料への政務調査費の充当が，本件使途基準に反するものとまでは認められない。

#### ウ 自由民主党県議団の小松稔議員について

証拠（甲1，3の4，丙18）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が取締役会長を務める株式会社長野マイホームが、岡谷市湖畔4-3-5所在の建物（鉄骨造平屋建）を、専ら調査研究のために使用される事務所として、賃料月20万円で賃借しており、同議員は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間、同社から、上記建物の一部を、賃料月6万5000円で事務所として賃借し、その賃料78万円（月6万5000円の1年分）に政務調査費を充てたことが認められる。

そして、上記事務所の賃貸人が同議員が取締役会長を務める株式会社であることをもって、上記事務所を賃借する必要がないこと、会派の調査研究の事務遂行に利用されていないこと、又は、他の活動に利用されていることを推認することはできないし、ほかにこれらを推認させるような的確な証拠はない。

よって、上記事務所賃料への政務調査費の充当が、本件使途基準に反するものとは認められない。

#### エ 志昂会の清水洋議員について

証拠（甲1，丙22，51の1ないし4）によれば、清水洋議員が、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間、自らが代表取締役を務める株式会社清水商店から、株式会社清水商店の30平方メートルを賃料月5万円で賃借し、その賃料について、平成15年度における同事務所での活動実績が、調査研究活動が75%，議員活動（各種総会・委員会資料整理等）が15%，政党・政治団体活動（後援会等）が5%，その他の活動（PTA等）が5%であったとして、平成16年度における政務調査費の充当率を75%として、45万円（月3万7500円の1年分）に政務調査費を充当したことが認められる。

この点、8月10日撮影の写真（甲46）によると、上記事務所のカ一

テンやプラインドが閉め切られているが、これをもって、上記事務所を賃借する必要がないこと、会派の調査研究の事務遂行に利用されていないことを推認するには足りない（かえって、8月8日に撮影された上記事務所の写真（甲45の⑤）と比較すると、カーテンの様子が変わっており、人の出入りがあり使用されていることがうかがわれるともいふこともできる。）し、「後援会事務所」と記載された看板しかないこと（甲46）や上記事務所の貸貸人が同議員が代表取締役を務める株式会社であることをもって、上記事務所が会派の調査研究の事務遂行に利用されていなかったとか事務所を賃借する必要性がなかったなどと推認することもできず、ほかにこれを推認させるような的確な証拠はない。

また、原告らは、50%を超えて賃借料に政務調査費を充当することは違法である旨主張し、本件マニュアルにおいても限度額の基準を2分の1であるとしているのであるが、前記1(1)のとおり、本件マニュアルに反するものが直ちに本件使途基準に反するものとはならないし、本件においては、自身の活動を最も把握しているであろう同議員が各活動割合を示した書面に基づいて割合を定めていることからすると、賃料のうち50%を超える75%について政務調査費を充当していることについて、本件マニュアルに反する不適切なものであるとはいいうとしても、本件使途基準に反するとは認められない。

#### オ 志昂会の高見澤敏光議員について

証拠（甲1、3の6、丙52の1ないし4）によれば、高見澤敏光議員が、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間、同議員の親族である高見澤義光が代表取締役を務める嶋屋住設株式会社から、同社2階事務所を賃料月5万円で賃借し、その賃料について、平成15年度における同事務所での活動実績が、調査研究活動が80%，議員活動（各種総会・委員会資料整理等）が15%，政党・政治団体活動（後援会等）が4%，

その他の活動（P T A等）が1%であったとして、平成16年度における政務調査費の充当率を80%として、48万円（月4万円の1年分）に政務調査費を充当したことが認められる。

そして、上記事務所の賃貸人が同議員の親族が代表取締役を務める有限会社であることをもって、上記事務所を賃借する必要がないこと又は会派の調査研究の事務遂行に利用されていないことを推認することはできず、ほかにこれらを推認させるような的確な証拠はない。

この点、原告らは、50%を超えて賃借料に政務調査費を充当することは違法である旨主張し、本件マニュアルにおいても限度額の基準を2分の1であるとしているのであるが、前記1(1)のとおり、本件マニュアルに反するものが直ちに本件使途基準に反するものとはならないし、本件においては、自身の活動を最も把握しているであろう同議員が各活動割合を示した書面に基づいて割合を定めていることからすると、賃料のうち50%を超える80%について政務調査費を充当していることについて、本件マニュアルに反する不適切なものであるとはいいうとしても、本件使途基準に反するとは認められない。

#### 力 志昂会の柳平千代一議員について

証拠（甲1、3の7、丙53の1ないし5）によれば、柳平千代一議員が、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間、高見恭司が代表取締役を務める株式会社トウブから、茅野市仲町16番32号所在のトウブビル4階2号室の事務所を賃料月5万円で、駐車場の車両2台分を月7000円で賃借し、その賃料（消費税を含む合計月5万9850円）について、平成15年度における同事務所での活動実績が、調査研究活動が80%，議員活動（各種総会・委員会資料整理等）が10%，政党・政治団体活動（後援会等）が10%，その他の活動（P T A等）が0%であったとして、平成16年度における政務調査費の充当率を80%として、57

万4560円（月4万7880円の1年分）に政務調査費を充当したことが認められる。

そして、上記事務所を賃借する必要がないこと又は会派の調査研究の事務遂行に利用されていないことを推認させるような的確な証拠はない。

この点、原告らは、50%を超えて賃借料に政務調査費を充当することは違法である旨主張し、本件マニュアルにおいても限度額の基準を2分の1であるとしているのであるが、前記1(1)のとおり、本件マニュアルに反するものが直ちに本件使途基準に反するものとはならないし、本件においては、自身の活動を最も把握しているであろう同議員が各活動割合を示した書面に基づいて割合を定めていることからすると、賃料のうち50%を超える80%について政務調査費を充当していることについて、本件マニュアルに反する不適切なものであるとはいいうとしても、本件使途基準に反するとは認められない。

#### キ 県民クラブ・公明の小林利一議員について

前記第2の1(4)工認定事実によれば、県民クラブ・公明が、平成17年11月7日、平成16年度政務調査費収支報告書を訂正し、小林利一議員に係る事務所経費27万円を、政務調査費を充当した経費から削除し、同議員から、上記金額の返還を受け、その返還された27万円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付したことが明らかであり、これによれば、長野県には損失が生じていない。

よって、上記支出について、被告に対し、県民クラブ・公明、小林利一議員に対する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を求める原告らの主張には理由がない。

#### ク 県民クラブ・公明の牛山好子議員について

証拠（甲1、丙20、37の1、2）によれば、公明党県議団が、平成

16年4月1日から平成17年3月31日の間、同議員の親族である牛山喜嗣から、賃料月3万円で松本市篠部1丁目2番11号所在の事務所を賃借し、その賃料の50%である18万円（月1万5000円の1年分）に政務調査費を充てたことが認められる。

そして、上記事務所の貸貸人が同議員の親族であることをもって、上記事務所を賃借する必要がないこと又は会派の調査研究の事務遂行に利用されていないことを推認することはできず、ほかにこれらを推認させるような的確な証拠はない。なお、原告らは、事務所の看板には「後援会」としか記載されていないから会派の事務所とは認められないと主張するが、丙20によれば、事務所の看板には「牛山よしこ事務所」と記載されていることが明らかであり、上記主張の前提となる事実を認めることができない。

また、原告らは、賃借料の50%を超える額に政務調査費を充当することは使途基準に反する旨主張するが、上記のとおり、50%についてのみ政務調査費を充当していることは明らかであるから、原告らの上記主張には理由がない。

よって、上記事務所賃料への政務調査費の充当が、本件使途基準に反するものとは認められない。

## (2) 人件費について

証拠（甲1、41、丙12、24、27）及び弁論の全趣旨によれば、ア自由民主党県議団の小林実議員が、調査研究活動を補助する職員として親族である小林孝子を時給800円で雇用し、平成16年度における同人の人件費81万8400円に自由民主党県議団に交付された政務調査費を充当したこと、イ自由民主党県議団の古田英士議員が、調査研究活動を補助する職員としてその娘を雇用し、平成16年度における同人の人件費144万円のうち72万円に自由民主党県議団に交付された政務調査費を充当したこと

と、ウ　自由民主党県議団の佐藤友昭議員が、調査研究活動を補助する職員としてその親族を時給800円で雇用し、平成16年度における同人の人件費14万8800円に自由民主党県議団に交付された政務調査費を充当したこと、エ　県民クラブ・公明の小林利一議員が、調査研究活動を補助する職員としてその親族を時給710円で雇用し、平成16年度における同人の人件費16万6850円に県民クラブ・公明に交付された政務調査費を充当したこと、オ　上記ア、ウ及びエへの政務調査費の充当は勤務実績表に基づき、上記イについては協定書等に基づき按分した額についてされたことが認められる。

原告らは、政務調査費交付マニュアルにおいて、「親族を雇用する特別な理由が必要であり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り政務調査費を充当することができる。」とされていることを根拠に、そのような特別の理由がないのに親族を雇用し、政務調査費を充当するのは違法であると主張するが、同マニュアルにおける人件費に関する記載は「議員の親族を政務調査活動補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。」ことを前提として、「ただし、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする。」とするに止まり、親族を雇用した場合には人件費として政務調査費を充当することができないというものではない。

そして、ほかに、上記各人件費が会派の調査研究を補助する職員を雇用する経費ではないことを推認させるに足りる的確な証拠はないから、原告らが指摘する人件費が、本件使途基準に違反すると認めることはできない。

### (3) 各種会費について

調査研究の場において、目的達成の上で、関係者と飲食等をすることもあ

り得るところであり、飲食を伴う会合の会費についても、県の事務及び地方行財政に関する調査研究に伴い、社会通念上相当と認められる範囲において、調査研究のための一種の経費として、政務調査費を充てることができると解するのが相当である。

この点、本件マニュアルにおいては、政務調査費を充当することが不適当な経費の参考事例として、「挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費」の例として、町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席、起工式、竣工式等への出席等が挙げられている。また、「会費」の項目において、「会派（議員）が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。」とされ、懇談会等への出席に関しては「会派（議員）が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費…へは政務調査費を充当しないものとする。」とされており、「会議費」の項においては、政務調査費の充当が不適当な経費として、飲食を伴う会合に要する経費が挙げられ、「調査研究活動の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする。」とされている。

前記1(1)のとおり、これが使途基準となるものではないことから、上記会合の会費へ政務調査費を充当したとしても、当不当の問題は生じるとしても、直ちに使途基準に反し違法となるものではないが、会合の主催団体の性質や出席者等の外見からして、県の事務及び地方行財政に関する調査研究活動が行われたとはいえないような場合には、被告らが調査研究活動を行ったことを具体的に主張、立証しない限り、その支出は本件使途基準に反するものとなるところ、本件マニュアルに挙げられている事例は、このような観点

から検討した場合に、その外形から、県の事務及び地方行財政に関する調査研究活動ではないとされることが多いものということができる。

#### ア 自由民主党県議団の小池清議員について

証拠（甲1、丙39、61の1）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が、(ア)平成16年4月4日の飯田早起き野球連盟春季総会（5000円）、(イ)11月26日の信州日報株式会社文化賞授与式（5000円）、(ウ)平成17年1月7日の飯田社交倶楽部（なお、同議員は同倶楽部の会員である。）放談会（5000円）、(エ)同月10日の飯伊理容組合新年会（7000円のうち5000円）、(オ)同月14日の下伊那郡町村会三団体新春懇談会（3000円）、(カ)同月16日の飯田下伊那歯科技工士会新年会（5000円）、(キ)同月28日の社団法人長野県建築士事務所協会新年懇親会（5000円）、(ク)同月31日のみなみ信州農業協同組合下伊那地区行政・JA関係者新年懇親会（3000円）に出席し、その会費として、各括弧内記載の金額を政務調査費を充当したと認められる。

#### (ア) 飯田早起き野球連盟春季総会について

飯田早起き野球連盟は、飯田地域の野球リーグ戦及び少年スポーツ大会等を企画運営しており、約30チームが加盟する団体であり（弁論の全趣旨）、県の教育行政やスポーツ行政に関する団体であるといえ、年度の運営方針等の検討が行われることが想定される春季総会という場は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

#### (イ) 信州日報株式会社文化賞授与式について

信州日報株式会社文化賞授与式は、一企業が開催する文化賞授与式で

あり、その外形からは県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための意見交換等を実質的に行う会合や研修会などではないことが推認され、この推認を覆すに足りる的確な証拠はない。

よって、上記会費5000円に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反すると認められる。

(ウ) 飯田社交倶楽部放談会について

飯田社交倶楽部は、飯田市商工会議所内にある団体で、飯田下伊那地域の経済振興について意見交換をすることなどを目的とする団体であり、飯田市及び下伊那郡に居住する又は営業所等を有する国會議員、長野県議会議員、飯田市議会議員、飯田商工会議所関係者、各企業の代表者等が会員となっていること（丙61の1、2、弁論の全趣旨）から、上記会合は、同地域における商工業に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(エ) 飯伊理容組合新年会について

理容組合は、一般に、理容業の発展や理容業における衛生環境の向上を図ることなどを目的とするものであり、県の福祉事務や環境衛生事務に深く関係する団体であるといえ、組合員が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費7000円のうち5000円としていることなども考慮すると、これらの会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(オ) 下伊那郡町村会三団体新春懇談会について

県の行政にとって市町村と連携を図ることは重要であるといえ、長野県の下伊那郡の町村会関係者が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費3000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(カ) 飯田下伊那歯科技工士会新年会について

歯科技工士会は、一般に、歯科技工士及び歯科技工業の発展のための団体であり、県の医療福祉行政に深く関係する団体であるといえ、同会に所属する長野県内の歯科技工士等が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場所ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(キ) 社団法人長野県建築士事務所協会新年懇親会について

建築士事務所協会は、一般に、建築設計・工事監理業務等の適正な運営を図り、建築主の保護及び公共の福祉の増進を目的とする団体であり、県の建築行政に深く関係する団体であるといえ、同協会に所属する長野県内の建築士等が多数出席することが想定される上記各会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場所ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本

件使途基準に違反するとは認められない。

(ク) みなみ信州農業協同組合下伊那地区行政・JA関係者新年懇親会について

農業協同組合は、一般に、農業生産力の増進及び農業者の経済的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする団体であり、県の農業行政に深く関係する団体であるといえ、上記会合には行政関係者も出席することが想定されていたことから、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場所ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費3000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

イ 自由民主党県議団の古田英士議員について

証拠（甲1、丙40）によれば、同議員が平成16年4月4日の飯田早起き野球連盟春季総会に出席し、その会費5000円に政務調査費を充当したことが認められる。

飯田早起き野球連盟は、飯田地域の野球リーグ戦及び少年スポーツ大会等を企画運営しており、約30チームが加盟する団体であり（弁論の全趣旨）、県の教育行政やスポーツ行政に関する団体であるといえ、年度の運営方針等の検討が行われることが想定される春季総会という場は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

ウ 自由民主党県議団の佐藤友昭議員について

証拠（甲1、丙41）によれば、同議員が、(ア)平成17年1月10日の飯伊理容組合新年会（7000円のうち5000円）、(イ)同月12日の社団法人長野県建築士会飯伊支部新年懇親会（5000円）、(ウ)同月16日の飯田下伊那歯科技工士会新年会（5000円）、(エ)同月19日の天龍村商工会新年会（4000円）、(オ)2月7日の飯伊旅館組合新年会（5000円）、(カ)同月9日の飯伊料飲組合新年会（5000円）に出席し、その会費として、各括弧内記載の金額を政務調査費を充当したと認められる。

#### (ア) 飯伊理容組合新年会について

理容組合は、一般に、理容業の発展や理容業における衛生環境の向上を図ることなどを目的とするものであり、県の福祉事務や環境衛生事務に深く関係する団体であるといえ、組合員が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費7000円のうち5000円としていることなども考慮すると、これらの会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

#### (イ) 社団法人長野県建築士会飯伊支部新年懇親会について

建築士会は、一般に、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする団体であり、県の建築行政に深く関係する団体であるといえ、同協会に所属する長野県内の建築士等が多数出席することが想定される上記各会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当すること

が本件使途基準に違反するとは認められない。

(ウ) 飯田下伊那歯科技工士会新年会について

歯科技工士会は、一般に、歯科技工士及び歯科技工業の発展のための団体であり、県の医療福祉行政に深く関係する団体であるといえ、同会に所属する長野県内の歯科技工士等が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(エ) 天龍村商工会新年会について

商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とし、経済産業大臣に設立の認可を受けた法人であり、県の商工業行政に深く関係する団体であるといえ、天龍村商工会員が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費4000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(オ) 飯伊旅館組合新年会について

旅館組合は、一般に、旅館について衛生水準の維持向上、利用者の利益の擁護等を目的とする団体であり、県の環境衛生事務、観光行政に深く関係する団体であるといえ、組合員が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査

研究がされなかつたと認めるには足りず、会費500円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(カ) 飯伊料飲組合新年会について

料飲組合は、一般に、食品衛生の向上等を目的とする団体であり、県の環境衛生事務に深く関係する団体であるといえ、組合員が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費500円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

エ 自由民主党県議団の萩原清議員について

証拠（甲1、丙36、42）によれば、同議員が、(ア)平成16年10月25日に松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村の行政関係者、市村議会関係者、各種団体関係者等約180名が出席して行われた松本西部合併協議会の松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村合併協定調印式及びその後の懇談会に出席し、その会費500円に政務調査費を充てたこと、(イ)平成17年1月7日に中信農業共済組合理事、総代等の組合関係者約200名が出席して開催された中信農業共済組合新年祝賀会に出席し、同組合からの依頼で平成17年度予算編成を踏まえた県の農業振興策の動向についての県政報告をするなどし、この会費300円に政務調査費を充てたことが認められる。

(ア) 合併協定調印式及びその後の懇談会について

同議員は、陳述書（丙36）において、合併協定調印式後の懇談会で、合併協議会委員や将来構想策定委員などの出席者と、合併後に必要

なインフラ整備、福祉水準の格差是正、市街地観光と山岳観光の連携等合併後の行政課題について意見交換をするとともに合併市町村に対する県の支援についての要望や提言を受けたと述べているところ、上記会合に松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村の行政関係者、市村議会関係者、各種団体関係者等が出席していることや合併協定調印式という場の性質からして、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費500円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(イ) 中信農業共済組合新年祝賀会について

同議員は、陳述書（丙36）において、中信農業共済組合新年祝賀会で、同会合の出席者と台風被害、果樹共済の現状等の農業災害補償制度のあり方、県の農業技術研究・指導態勢、農業振興策等について意見交換をしたと述べている（丙36）ところ、農協共済組合は、一般に、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するための組織であり、県の農業政策にとって関係の深い団体であること、上記会合には、中信農業共済組合理事、総代等の組合関係者等が出席していること、同組合からの依頼により同議員が平成17年度予算編成を踏まえた県の農業振興策の動向について県政報告をしていることなどからして、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、上記各会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するものとは認められない。

オ 自由民主党県議団の小松稔議員について

証拠（甲1、丙43、60）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が、(ア)

平成16年7月26日及び同年12月26日の社団法人岡谷青年会議所シニアクラブ（各5000円）, (イ)平成17年1月5日の株式会社岡谷市民新聞社新年祝賀会（5000円）に出席し、その会費として、各括弧内記載の金額を政務調査費を充当したこと、社団法人岡谷青年会議所シニアクラブは、会員の修練及び親睦を図ることを目的とし、産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究及び実施等の事業を行う団体であり、同議員は、同シニアクラブの会員であることが認められる。

(ア) 社団法人岡谷青年会議所シニアクラブについて

同議員が同シニアクラブの会員であることや同シニアクラブが会員の修練及び親睦を図ることを目的としていることから、この会合は県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための意見交換等を実質的に行う会合や研修会などではないことが推認され、この推認を覆すに足りる的確な証拠はない。

よって、上記各会合の会費各5000円に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反すると認められる。

(イ) 株式会社岡谷市民新聞社新年祝賀会について

上記会合は、一企業の新年祝賀会であり、その外形からは県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための意見交換等を実質的に行う会合や研修会などではないことが推認され、この推認を覆すに足りる的確な証拠はない。

よって、上記各会合の会費5000円に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反すると認められる。

カ 緑新会の下崎保議員について

証拠（甲1、丙44）によれば、同議員が、(ア)平成16年5月19日のながの食品衛生協会（5000円）、(イ)9月3日の社団法人科野青年会議所35周年記念式典（登録料8000円のうち5000円）に出席し、そ

の会費として、各括弧内記載の金額に政務調査費を充当したと認められる。

(ア) ながの食品衛生協会について

食品衛生協会は、一般に、飲食に起因する伝染病、食中毒その他危害の発生を防止するため、食品衛生思想の普及並びに食品の品質の向上を図り、公衆衛生の増進に寄与することなどを目的として、食品衛生に関する事業を行っているところ、ながの食品衛生協会は、県の事務及び地方行財政に深く関係する団体であるといえ、当該団体の主催する会合は県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費500円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(イ) 社団法人科野青年会議所35周年記念式典について

青年会議所は、一般に、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としていること、上記会合には、青年会議所会員のほか千曲市行政関係者、千曲市議会議員等が出席していたこと（丙16）を考慮すると、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費800円のうち500円としていることなども考慮すると、上記会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

キ 緑新会の塚田一議員について

証拠（甲1、52の1及び2、丙16、45、57ないし59）によれば、同議員が、(ア)平成16年4月14日に千曲市獣友会会員や千曲市行政

関係者等約40名が出席して開催された千曲市獵友会総会に出席し（なお、千曲市獵友会は、会員の連絡統一機関となり、相互間の親睦を通じて結束を強固にし、社会的地位の向上と獵界の進歩発展を図ることを目的とし、狩獵関係法令の周知徹底、密猟の防止、鳥獣の保護増殖、有害鳥獣駆除指導督励等の事業を行う。），この参加費用1万円に政務調査費を充当したこと、(イ)平成17年1月4日に企業経営者、坂城町行政関係者、坂城町議会議員等約50名が出席して開催された財団法人さかきテクノセンター新春賀詞交歓会に出席し、この会費3000円に政務調査費を充当したこと、(ウ)同月13日に青年会議所会員、千曲市行政関係者、千曲市議会議員等約45名が出席して開催された社団法人科野青年会議所新年祝賀会に出席し、社団法人科野青年会議所の依頼により県政についての報告をするなどし、この会費7000円のうち5000円に政務調査費を充てたこと、(エ)同月14日に薬業協会会員等約50名が出席して開催された長野県薬業協会の平成16年度薬事関係表彰受賞者祝賀会及び平成17年長野県薬業協会新年総会に出席し、この会費5000円（なお、同議員の陳述書（丙16）においては同会費が3000円であると記述されているが、この点については、甲1及び丙45に反し採用できない。）に政務調査費を充てたこと、(オ)2月12日に会員約20名が出席して開催された坂城町囲碁クラブ役員新年会に出席し（なお、坂城町囲碁クラブは、囲碁の愛好者をもって構成し、坂城町内の囲碁人口の増大と囲碁文化の向上発展を目的とする会であり、同議員は、同会の顧問である。），この会費1万円のうち5000円に政務調査費を充てたこと、(カ)同月19日に商工会役員、坂城町行政関係者、坂城町議会議員等約35名が出席して開催された坂城町商工会新年役員会に出席し、中心市街地の活性化策のあり方について意見交換をし、この会費5000円に政務調査費を充てたこと、(キ)同月20日に坂城町公民館関係者、坂城町文化協会関係者等約150名が出席して開

催されたひまわり会総会に出席し（なお、ひまわり会は、音楽を愛する者をもって構成し、音楽を楽しみながら友好を図り、音楽文化の振興に寄与することを目的とする会である。），会費300円に政務調査費を充てたことが認められる。

(ア) 千曲市獣友会総会について

同議員は、陳述書（丙16）において、上記総会において、市町村合併に伴い新たに発足した千曲市獣友会の発足経過や今後の活動方針等について説明を受け、有害鳥獣駆除についての現状と課題、県の林務行政等について意見交換をしたと述べるところ、千曲市獣友会が会員の連絡統一を図るためのものであり狩獵関係法令の周知徹底、密猟の防止、鳥獣の保護増殖、有害鳥獣駆除指導督励等の事業を行う会であり、県の鳥獣管理事務に関係する団体であるといえ、上記会合には行政関係者等も出席していることなどを考慮すると、上記会合は、県の鳥獣管理事務等に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りない。そして、参加費用が1万円であることについても必ずしも社会通念上相当な範囲を超えているものとはいえず、本件マニュアル等に照らして、当不当の問題は生じうるとしても、同参加費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとまでは認められない。

(イ) 財団法人さかきテクノセンター新春賀詞交歓会について

同議員は、陳述書（丙16）において、各企業経営者と景気動向や設備投資の状況、新しい工業団地の必要性等について意見交換をしたと述べているところ、財団法人さかきテクノセンターは、工業地帯である坂城町の工業の発展のために設立されたものであり（弁論の全趣旨）、県の経済施策に関係する団体であるといえ、上記会合に企業経営者、坂城町行政関係者、坂城町議会議員が参加していたことも考慮すると、上記

会合は、県の経済施策等に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、上記各会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するものとは認められない。

(ウ) 社団法人科野青年会議所新年祝賀会について

同議員は、陳述書（丙16）において、地域における青年会議所の役割と地域づくりの方向性について意見交換をしたと述べているところ、青年会議所は、一般に、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としていること、上記会合には、青年会議所会員のほか、千曲市行政関係者や千曲市議会議員も参加していたこと、同議員は同青年会議所から依頼され県政についての報告をするなどしていたことなどを考慮すると、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費7000円のうち5000円としていることなども考慮すると、上記会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(エ) 平成16年度薬事関係表彰受賞者祝賀会及び平成17年長野県薬業協会新年総会について

同議員は、陳述書（丙16）において、長野県における薬業協会の現状や今後の展開方針、薬剤の処方のあり方等について意見交換をしたと述べているところ、薬業協会は県の医療福祉政策に深く関係する団体であるといえ、長野県において薬業に携わる会員が多数出席する上記会合は、県の医療福祉政策等に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、上記会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(オ) 坂城町囲碁クラブ役員新年会について

囲碁クラブは、県の事務及び地方行財政との関係を認めがたく、同議員が同クラブの顧問であったことや上記会合がその新年会であったことなどからすると、上記会合は県の事務及び地方行財政に関する調査研究のための意見交換等を実質的に行う会合や研修会などではないことが推認され、同議員は囲碁文化の発展、教育活動への協力、生涯学習の施策のあり方等について意見交換をした旨陳述書（丙16）で述べるもの、上記推認を覆すには足りず、他に上記推認を覆すに足りる的確な証拠はない。

よって、坂城町囲碁クラブ役員新年会の会費5000円に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反すると認められる。

(カ) 坂城町商工会新年役員会について

同議員は、陳述書（丙16）において、商工会の新年度の活動目標、活動方針について説明を受け、中心市街地の活性化策について意見交換をしたと述べるところ、商工会がその地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とし、経済産業大臣に設立の認可を受けた法人であり、県の商工業行政に深く関係する団体であるといえ、同役員会には、商工会役員のほか、坂城町行政関係者、坂城町議会議員等が出席していたことなどを考慮すると、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかったと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(キ) ひまわり会総会について

同議員は、陳述書（丙16）において、地方の音楽文化の振興策や音

楽文化向上のための活動方法について意見交換をしたと述べるところ、ひまわり会が音楽を楽しみながら友好を図ることを目的の一つとしているが、同議員は同会の会員ではない上、同会の目的は音楽文化の振興に寄与することにあること、同会総会には、坂城町公民館関係者、坂城町文化協会関係者も出席していたことなども考慮すると、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかったと認めるとには足りず、会費3000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

#### ク 緑新会の寺島義幸議員について

証拠（甲1、50の1及び2、甲51の1及び2、丙14）によれば、同議員が、平成16年7月30日に北佐久郡御代田町の小田井地区及び馬瀬口地区の代表者約20名による会合「金曜会」に出席し、同会合からの帰宅時に、自動車運転代行を利用し、その代金6000円に政務調査費を充当したこと、平成17年1月28日に佐久市内で開催された浅科村議會議員約12名による浅科村議會議員懇談会に出席し、同会合からの帰宅時に、自動車運転代行を利用し、その代金5000円に政務調査費を充当したことが認められる。

調査研究のための会合に出席するために公共交通機関の都合等で自家用自動車や自動車運転代行を利用せざるを得ない場合も想定されるところ、同議員は、陳述書（丙14）において、上記各会合で、市町村合併等に関する意見交換、浅科村と佐久市との合併に関する懇談をしたと述べており、上記各会合の出席者等も考慮すると、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかったと認めるには足りず、また、平成16年度において自動車代行代に政務調査費を充当したのは2件だけであること（丙14）や金額なども考慮すれば、上記自動車代行代に

政務調査費を充当したことが本件使途基準に違反するとは認められない。

ケ 県民クラブ・公明の柳田清二議員について

証拠（甲1，丙46）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が、平成16年6月6日、中野青年会議所登録料5000円（なお、ここにいう登録料は青年会議所が主催する会合に出席するための会費のことを意味するものである。）の支出に政務調査費を充当したことが認められる。

青年会議所は一般に地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としていることなどから、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

コ 県民クラブ・公明の高木蘭子議員について

証拠（甲1，丙47）によれば、同議員が、（ア）平成17年1月20日の長野県日中友好協会新年会（4000円），（イ）同月29日の社団法人小諸青年会議所新年会（6000円のうち5000円）に出席し、その会費として、各括弧内記載の金額に政務調査費を充当したことが認められる。

（ア） 長野県日中友好協会新年会について

日中友好協会は、一般に、日本国民と中華人民共和国民との相互理解と友好関係を増進し、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする団体であるところ、長野県が、河北省と国際友好・姉妹提携をしており、研修生の派遣・受入等を行っていること（弁論の全趣旨）から、同協会は、県の事務及び地方行財政に深く関係する団体であるといえ、同協会の関係者が多数出席することが想定される上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場と

もいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(イ) 社団法人小諸青年会議所新年会について

青年会議所は、一般に、地域との協働により社会の発展に貢献することを目的としていることなどから、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費6000円のうち5000円としていることなども考慮すると、上記会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

サ 県民クラブ・公明の倉田竜彦議員について

証拠（甲1、丙48）によれば、同議員が、平成17年1月14日に長野市医師会新年会に出席し、県の医療政策について県政報告後懇談し、その会費5000円のうち2500円に政務調査費を充当したことが認められる。

長野市医師会は、県の医療福祉政策に深く関係する団体であるといえ、県の医療政策についての報告をするなどしていることも考慮すると、上記会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費5000円のうち2500円としていることなども考慮すると、上記会合の会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

シ 県民クラブ・公明の小林利一議員について

証拠（甲1、丙49）及び弁論の全趣旨によれば、同議員が、(ア)平成16年4月4日の飯田早起き野球連盟（なお、同議員は、同野球連盟の顧問である。）春季総会（5000円）、(イ)平成17年1月12日の社団法人長野県建築士会飯伊支部新年会懇親会（5000円）に出席し、その会費として、各括弧内記載の金額に政務調査費を充当したことが認められる。

(ア) 飯田早起き野球連盟春季総会について

飯田早起き野球連盟は、飯田地域の野球リーグ戦及び少年スポーツ大会等を企画運営しており、約30チームが加盟する団体であり（弁論の全趣旨），県の教育行政やスポーツ行政に関する団体であるといえ、年度の運営方針等の検討が行われることが想定される春季総会という場は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(イ) 社団法人長野県建築士会飯伊支部新年会懇親会について

建築士会は、一般に、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする団体であり、県の建築行政に深く関係する団体であるといえ、同協会に所属する長野県内の建築士等が多数出席することが想定される上記各会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場所ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

ス 県民クラブ・公明の牛山好子議員について

証拠（甲1、丙50）によれば、同議員が、(ア)平成16年10月25日の松本西部合併協議会の松本市、四賀村、安曇村、奈川村、梓川村合併協定調印式及びその後の懇談会（5000円）、(イ)平成17年1月17日の長野県美容業生活衛生同業組合松筑支部新年会（6000円のうち5000円）、(ウ)同月31日の長野県生活衛生同業組合松本支部新年会（8000円のうち5000円）に出席し、環境衛生に関する県の施策について報告するなどし、その会費として、各括弧内記載の金額に政務調査費を充当したことが認められる。

(ア) 合併協定調印式及びその後の懇談会について

同会合は、上記エ(ア)のとおり、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、会費5000円についても社会通念上相当な範囲の金額であるといえ、この会費に政務調査費を充当することが本件便途基準に違反するとは認められない。

(イ) 長野県美容業生活衛生同業組合松筑支部新年会、長野県生活衛生同業組合松本支部新年会について

生活衛生協同組合は、一般に、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生措置の基準の遵守及び衛生施設の改善向上を図るためのものであり、県の環境衛生事務に深く関係する団体であるといえ、組合員が多数出席することが想定される長野県美容業生活衛生同業組合松筑支部や長野県生活衛生同業組合松本支部が開催した上記各会合は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のために適する場ともいえ、上記会合において、県の事務及び地方行財政に関する調査研究がされなかつたと認めるには足りず、その会費への政務調査費の充当額も会費6000円のうち5000円、会費

8000円のうち5000円としていることなども考慮すると、これらの会費に政務調査費を充当することが本件使途基準に違反するとは認められない。

(4) 旅費について

ア 自由民主党県議団の小林宗生議員について

証拠（甲1，26，丙13，24）によれば、同議員が、次のとおり、各年月日に各訪問場所を訪れたとしてその費用に政務調査費を充当したことが認められる。

年月日	訪問場所	費用
平成16年5月8日	名古屋（JR東海）	2万3600円
同年5月14日	東京（JR東日本）	2万3380円
同年6月11日	東京（JR東日本）	2万3380円
同年6月19日	名古屋（JR東海，KNT）	2万3600円
同年7月7日	東京（JR東日本，JTB）	2万3380円
同年7月14日	名古屋（JR東海）	2万3600円
同年8月18日	東京（JR東日本，JTB）	1万1690円
同年8月19日	名古屋（JR東海，KNT）	2万5920円
同年10月16日	東京（志賀高原総合案内所）	2万4920円
同年11月4日	東京（志賀高原総合案内所）	2万3380円
同年11月22日	名古屋（JR東海，KNT）	2万3600円
同年12月27日	東京（JR東日本）	2万3380円
平成17年1月27日	東京（志賀協会）	2万3380円

なるほど、原告ら訴訟代理人が、株式会社志賀高原総合案内所を訪れ、関係者に同議員が訪れたかを尋ねた結果、「ここへ来れば私と面会するはずであるが、一切あったことはありません」との回答があったこと（甲4），東日本旅客鉄道株式会社に対し、平成16年5月14日，6月5

日，7月7日，8月18日に同議員が同社を訪問したかを尋ねた結果，6月5日は東京支社ビル，長野支社ビルの休館日であり，その余については東京支社ビル，長野支社ビル，東京駅，上野駅への来訪記録ないと回答があったこと（甲5の1ないし4）が認められる。しかしながら，株式会社志賀高原総合案内所での回答における「ここへ来れば私と面会するはずである」との前提の根拠が不明であるといわざるを得ないし，また，同議員は，東京や名古屋での具体的な訪問先について，びゅうプラザ，JTB及びKNTの営業所などであると述べており（甲16，26，丙13），観光に関する調査のために，上記各営業所等を訪問することは合理的でないとはいえないところ，上記各回答は，同議員の述べる訪問までをも否定するものではないし，同議員が名古屋方面への調査の際に訪問したと述べるユーアイ予約センターの者が，同議員が同所を数回訪れて観光について話をしたと述べていること（甲38），同議員が，平成16年6月定例会本会議，同年9月定例会本会議，同年1.2月定例会本会議及び平成17年6月定例会本会議において観光政策に関して質問していること（丙67の1ないし4）なども勘案すると，長野県の観光に関する調査のための訪問の実態がなかったとまではいえないし，その訪問が県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためのものではないとも認められない。

この点，原告らは，上記各調査についての報告書が作成されていないことから，会派の調査とはいえない旨主張するが，自由民主党県議団においては経理責任者が議員からの調査研究活動の報告を受け，所属議員から提出された領収書及び支払証明書並びに收支報告書を点検し，会派の調査研究のためのものと確認されたものについて政務調査費が充当されていることに照らすと，上記調査研究は会派の活動として承認しているものといえ，報告書が作成されていないことをもって，これが会派の活動ではないということはできない。

また、原告らは、同議員が調査を担当している責任者等に会って入込状況を聞いたり、議論をするなどしておらず、調査研究が行われたとはいえない旨主張するが、具体的な調査研究の方法については、その性質上、議員の判断を尊重すべきものであり、調査を担当している責任者等から説明を受けるなどしなかったとしても、上記訪問が調査研究のためにされたものではないとはいえない。

したがって、上記旅費等に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反するとは認められない。

#### イ 緑新会の下村恭議員について

(ア) 証拠(甲16, 17, 24, 25, 31, 丙17)によれば、同議員が平成16年5月10日に予定していた視察について、同日に同議員の配偶者が入院したため中止になったのにもかかわらず、同日の旅費として政務調査費を支出したこと及び同年10月26日、同年11月2日、平成17年1月13日、同年2月10日の新潟市訪問は被災地におけるボランティア活動を主とするものであったからこの旅費に政務調査費を充当したことは不適切であったとして、これらの旅費11万7200円を緑新会に返還したことが認められる。

前記第2の1(4)ウ認定事実によれば、緑新会が、平成17年10月27日、平成16年度政務調査費收支報告書を訂正し、下村恭議員に係る平成16年5月10日、同年10月26日、同年11月2日、平成17年1月13日、同年2月10日の旅費合計11万7200円を、政務調査費を充当した経費から削除し、同議員から、それぞれ上記各金額の返還を受け、その返還された11万7200円を、調査研究活動に要した経費に会派から交付した政務調査費が満たなかった他の議員に追加交付したことが明らかであり、これによれば、長野県には損失が生じていな

よって、上記各支出について、被告に対し、緑新会、下村恭議員に対する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を求める原告らの主張には理由がない。

(イ) 証拠（甲1, 16ないし23, 25, 42, 丙17）によれば、同議員が、a森林と木材、県産材の利用促進や木造建築等を議員活動上の主題としていたこと、b輸入木材等木材の調査のために、平成16年4月2日（東京で前泊）、同月16日、5月19日（東京で前泊）、7月16日、9月13日及び10月18日に名古屋港を訪問したこと、c平成16年4月26日、7月8日、同月27日、8月18日に夢ハウス展示場を訪問したこと、d平成16年8月11日、平成17年1月18日から19日にかけて千葉港、日本プレカット工場、金沢ハウジングの展示場を訪問したこと、eこれらに要した交通費（東京での前泊があるものについては交通費の他に夕食代及び朝食代）に政務調査費を充当したことが認められる。

この点、原告らは、これらが調査研究を行っていないカラ出張である、又は同議員が実質的に経営する丸子材木株式会社のための調査であると主張する。

確かに、原告ら訴訟代理人が、新潟市にある株式会社夢ハウス本店に対し、下村恭議員が同社を訪問したか否か等について弁護士照会をした結果、「本店又は本社を訪問したかどうかを営業社員に尋ねましたが、皆が訪問されたかどうかは、記憶にないと」言っていた旨の回答があつたことが認められる（甲13の1ないし3）。しかし、同回答は、展示場への訪問の事実を否定するものとはならず、かえって、同議員自身が、同社展示場を訪問したと述べるにとどまらず、同議員が同社の名刺を所持していたこと（甲21）、同議員が同行したと述べる者も同議員とともに同社展示場を訪問したと述べていること（甲42）からする

と、上記のとおり認定できる。

また、原告ら訴訟代理人が、株式会社エンゼルハウスに対し、下村恭議員が同社を訪問したか否か等について弁護士照会をした結果、5月24日に訪問したことは確認できたが、平成16年8月11日、平成17年1月18日、19日については「訪問したか否かは不明です。」との回答があったことが認められる（甲11の1ないし3）。しかし、訪問したか否かが不明な理由は、「確認できる資料が、散逸してしまったあるいは残存していないため、確認できないため」であり、同社の展示場への訪問の事実を否定するものとはならず、かえって、同議員自身が、同社展示場を訪問したと述べるにとどまらず、同議員が同行したと述べる者も同議員とともに8月ころに同社展示場を訪問したと述べていること（甲42）からすると、上記のとおり認定できる。なお、原告らは夢ハウスの役員や責任者に会わずに展示場に何回も行く必要はない旨主張するが、具体的な調査研究の方法については、その性質上、議員の判断を尊重すべきものであり、展示場を訪問して住宅建材の調査をすることは不合理とはいえない、その回数に照らしても、上記訪問が調査研究のために行なわれたものではないとはいえない。

そして、同議員が、森林と木材、県産材の利用促進や木造建築等を議員活動上の主題としている（丙66の1ないし3、丙68）ことからも、上記訪問は、県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためにされたものと推認できる。

なお、緑新会においては経理責任者が議員からの調査研究活動の報告を受け、所属議員から提出された領収書及び支払証明書並びに収支報告書を点検し、会派の調査研究のためのものと確認されたものについて政務調査費が充当されていることに照らすと、上記調査研究は会派の活動として承認しているものといえ、報告書が作成されていないことをもつ

て、これが会派の活動ではないということはできない。また、原告らは、同議員は、調査の相手方を「三菱商事」として会派に報告したが、現実には名古屋港に行ったのであるから、これでは会派の了解を得た調査とはいえない旨主張するが、輸入木材の調査という会派の了承を得た調査活動内容については現に行っており、本件監査により、三菱商事において調査をしたのではなく名古屋港において調査をしたことが確認された後においても、緑新会は、同活動を会派の活動として承認しないとはしていないことからすると、会派の了解を得たものということができる。

そして、他に上記認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

したがって、上記旅費等に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反するとは認められない。

(ウ) 証拠（甲1, 16, 17, 33, 丙25）によれば、同議員は、平成16年4月7日, 19日, 5月7日, 7月7日, 26日, 9月17日に地域問題についての懇談、要望、意見交換のため、5月17日に政策検討会のために、羽田孜衆議院議員の事務所を訪問し、その費用に政務調査費を充当したことが認められる。

原告らは、調査の必要性がなく、訪問していないと推定される旨主張するが、羽田事務所に勤務する秘書が、月に1ないし3回訪問して地域の問題や木材の問題等を話していると述べていること（甲33）、上記（イ）のとおり、下村恭議員が、森林と木材、県産材の利用促進や木造建築等を議員活動上の主題としていることから、上記のとおり訪問したこと及びこの訪問が県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためにされたものであることが認められる。

そして、他に上記認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

したがって、上記旅費等に政務調査費を充当することは本件使途基準

に違反するとは認められない。

#### ウ 下崎保議員

証拠（甲1, 39, 丙15, 25）によれば、同議員は、平成16年5月7日に教育問題等に関し、6月7日に商工業・中小企業対策等に関し、7月6日に越県合併等に関し、同月15日に地域経済振興等に関し、同月27日に青少年健全育成等に関し、8月6日に過疎対策等に関し、同月18日に教育環境整備等に関し、9月8日に市町村合併等に関し、10月12日に教育とスポーツ振興等に関し、同月20日に老人医療と介護福祉等に関し、同月29日に地域振興等に関し、11月17日に市町村合併等に関し、同月25日に年末へ向けての中小企業対策等に関し、12月24日に入札関連事項等に関し、平成17年1月12日に国道18号線バイパスの建設促進等に関し、同月21日に特別養護老人ホーム施設整備等に関し、同月27日に農業振興と土地改良事業等に関し、2月4日に農業振興等に関し、同月8日に特別養護老人ホーム施設整備等に関し、情報交換等をするために、羽田孜衆議院議員の事務所を訪問したことが認められる。

原告らは、訪問回数が異常に多く、調査の必要性がなく、訪問していない可能性が高い旨主張するが、その訪問回数が必要以上に多いとは直ちには言うことはできないし、羽田孜衆議院議員事務所に勤務する秘書も、月に2ないし3回程度訪問して教育問題や長野県の行政に關係した問題を話していると述べていること（甲39）からしても、上記のとおり訪問したこと及びこの訪問が県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためにされたものであることが認められる。

そして、他に上記認定を覆すに足りる的確な証拠はない。

したがって、上記旅費等に政務調査費を充當することは本件使途基準に違反するとは認められない。

#### エ 塚田一議員について

証拠（甲1，丙16，25）によれば、同議員が平成16年11月22日及び平成17年1月11日に国道建設等に関し、31日に上信越自動車道に関し、情報交換等をするために、羽田孜衆議院議員の事務所を訪問したこと、また、同年3月6日に千曲市で開催された地元選出国会議員との懇談会に出席して、上信越自動車道などに関して意見交換を行ったこと、19日に坂城町内において羽田孜衆議院議員らと県政、行政課題について懇談したこと、塙田一議員が、これらのため必要とした交通費に政務調査費を充当したことが認められる。

原告らは、調査の必要性がない旨主張するが、具体的な主張立証がなく、上記のとおり訪問したこと及びこの訪問が県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためではないと認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、上記旅費等に政務調査費を充当することは本件使途基準に違反するとは認められない。

#### （5）県外視察での宿泊費、旅費について

証拠（甲1，丙26，38の1，2）によれば、ア 志昂会の保科倣教議員、高見澤敏光議員、宮本衡司議員、清水洋議員、清水保幸議員、柳平千代一議員及び事務局員1名が、三重県現地調査として、平成16年7月5日から7日まで、三重県を訪れたこと、イ 同月5日には三重県議会において、三重県の行政改革、議会改革、企業誘致の取組み等に関して聴取したこと、ウ 同日は、伊勢市に宿泊（宿泊費12万2310円）したこと、エ 同月6日には、伊勢神宮、おかげ横丁（江戸時代の伊勢参宮街道の賑わいを再現し、衰退する内宮鳥居前町の活性化を図ることなどを目的に、有限会社伊勢福という企業が主体となって江戸から明治期にかけての町並みが再現された区域）及び三重県ごみ固形燃料発電所等を訪れたこと、オ 同月7日には、シャープ亀山液晶工場を訪れたこと、カ この視察に関して、津市と伊勢市間の往復交通費1万4000円、土産代3780円、伊勢市内でのタクシー

代4760円など合計43万5190円に政務調査費を充当したことが認められる。

この点、原告らは、政務調査として不必要かつ観光目的で伊勢神宮とおかげ横丁に行ったとして、5日の宿泊費、津市から伊勢市までの交通費往復分、伊勢市内でのタクシ一代について本件使途基準に違反すると主張とともに、土産代についても本件使途基準に違反すると主張する。

上記認定のとおり、おかげ横丁は、江戸時代の伊勢参宮街道の賑わいを再現し、衰退する内宮鳥居前町の活性化を図ることなどを目的に、企業が主体となって江戸から明治期にかけての町並みが再現された区域であり、伊勢神宮とともに、伊勢市における観光、街づくりなどを調査するに有益な場所ではないとはいえないし、有限会社伊勢福から、おかげ横丁の設立過程、観光客数の動向、抱えている問題点等についての資料（丙38の2）を交付されているのであって、おかげ横丁及びこれと密接に関係する伊勢神宮を訪問することが、長野県の観光、街づくりなどの政策立案等にあたり、有益でないとはいえない。

よって、伊勢市への訪問が、長野県の事務及び地方行財政に関する調査研究のためのものではないということはできず、これに要した宿泊費、交通費について、本件使途基準に違反するものとは認められない。

また、お土産代についても、視察先への土産は、社会通念上相当な範囲内であれば、視察への協力に対する謝礼としての意味を有し、調査研究に要する経費ということができる。そして、上記土産についても、その額に照らして、社会通念上相当な範囲内にあるといいうことができるから、土産代が本件使途基準に違反するものとは認められない。

#### (6) まとめ

以上検討したところによれば、各議員の支出に政務調査費を充当したことについて、以下のとおり、本件使途基準に違反する政務調査費の支出があつ



たと認められる。

ア 自由民主党県議団 違法支出額 2万円

(議員ごとの内訳)

(ア) 小池清議員 5000円

(イ) 小松稔議員 1万5000円

イ 緑新会 違法支出額 5000円

(議員ごとの内訳)

塙田一議員 5000円

したがって、自由民主党県議団及び緑新会は、長野県に対し、上記各違法支出額と同額の不当利得返還義務を負うとともに、各同額に対する平成17年4月1日（平成16年度終了日の翌日）から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務をそれぞれ負う。

他方、その余の請求については、いずれも理由がない。

### 3 結論

よって、原告らの請求は、被告に対し、自由民主党県議団に2万円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、緑新会に5000円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を、それぞれ請求することを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 近藤ルミ子

裁判官 宮永忠明

裁判官 望月千広

(別紙 1)

当事者目録

長野県	原 告					
長野県	原 告					
長野県	原 告					
長野県	原 告					
長野県	原 告					
長野市	原 告					
長野県	原 告					
長野県	原 告					
長野県	原 告					
原告ら訴訟代理人弁護士		松 茂	三	同	森 泉	謙 夫
同		同	同		同	同
長野市大字南長野字幅下692番2						
被 告		長 野 県 知 事				
同訴訟代理人弁護士		村 井				
		永 井	仁			
		健	三			

同 指 定 代 理 人	堀 田 文 雄
同 竹 村 浩 一 郎	
同 下 條 政 久	
同 吉 沢 久 久	
同 小 須 田 幸 一	
同 宮 原 一 渉	

長野市大字南長野字幅下692番2

被 告 補 助 參 加 人	自 由 民 主 党 県 議 团
同 代 表 者 団 長	小 林 実

長野市大字南長野字幅下692番2

被 告 補 助 參 加 人	綠 新 会
同 代 表 者 代 表	寺 島 義 幸

長野市大字南長野字幅下692番2

被 告 補 助 參 加 人	志 昂 会
同 代 表 者 会 長	保 科 懇 教

長野市大字南長野字幅下692番2

被 告 補 助 參 加 人	県 民 ク ラ ブ ・ 公 明
同 代 表 者 会 長	宮 澤 敏 文

長野県飯田市上殿岡378番地4

被 告 補 助 參 加 人	古 田 芙 士
---------------	---------

長野県

被 告 補 助 參 加 人	萩 原 清
---------------	-------

長野県

亡小林宗生訴訟承継人

被 告 補 助 參 加 人	小 林 善 子
---------------	---------

同所

亡小林宗生訴訟承継人

被告補助参加人 小林早和子  
同所

亡小林宗生訴訟承継人

被告補助参加人 小林泰輔  
小林早和子及び小林泰輔法定代理人親権者母  
同 小林善子

長野県

被告補助参加人 下村恭  
長野県

被告補助参加人 小林利一  
被告補助参加人ら訴訟代理人弁護士 中山修

(別紙2)

政務調査費収支報告一覧表

会派名	収支報告書の提出日	収支報告書の内容		
		項目	政務調査費充当額 ①	政務調査費を充当して行った 議案研究活動に要した経費 ②
自由民主党県議団	平成17年4月28日	調査研究費	640万6,980円	640万6,980円
		研修費	58万3,575円	58万3,575円
		会議費	167万1,134円	167万1,134円
		資料作成費	105万8,035円	105万8,035円
		資料購入費	126万9,342円	126万9,342円
		広報費	6万3,399円	6万3,399円
		事務費	510万327円	652万2,241円
		人件費	1,516万7,208円	1,516万7,208円
		計	3,132万円	3,274万1,914円
緑新会	平成17年5月18日	調査研究費	512万4,293円	556万730円
		研修費	8万5,042円	9万2,285円
		会議費	21万4,349円	23万2,605円
		資料作成費	36万8,864円	40万280円
		資料購入費	98万4,619円	106万8,479円
		広報費	16万4,924円	17万8,971円
		事務費	238万2,597円	258万5,523円
		人件費	807万5,312円	876万3,090円
		計	1,740万円	1,888万1,963円
志昂会	平成17年4月30日	調査研究費	369万円	376万103円
		研修費	62万6,000円	63万7,442円
		会議費	26万3,000円	26万8,150円
		資料作成費		
		資料購入費	99万2,000円	101万1,088円
		広報費	136万5,000円	139万996円
		事務費	578万6,000円	589万5,664円
		人件費	815万8,000円	831万1,947円
		計	2,088万円	2,127万5,390円
県民クラブ・公明	平成17年4月28日	調査研究費	518万円	528万6,932円
		研修費	323万円	329万1,935円
		会議費	148万円	150万5,838円
		資料作成費	94万円	96万918円
		資料購入費	138万円	141万9,150円
		広報費	297万円	303万6,102円
		事務費	564万円	574万6,225円
		人件費	354万円	361万3,620円
		計	2,436万円	2,486万720円
公明党県議団	平成17年4月30日	調査研究費	109万1,000円	109万2,085円
		研修費	92万円	92万9,610円
		会議費	31万7,000円	32万675円
		資料作成費	1万9,000円	7万9,638円
		資料購入費	45万7,000円	46万1,915円
		広報費	60万円	60万6,405円
		事務費	159万7,000円	161万2,477円
		人件費	195万9,000円	196万8,090円
		計	696万円	707万895円

(注) 平成17年3月18日付で、公明党県議団は、解散し、同日付で、県民クラブは、会派名を県民クラブ・公明に変更した。

(別紙3)

各支出に関する原告らの主張

1 自由民主党県議団について

(1) 小林実議員について（親族の雇用（②の関係））

同議員は、支部事務所事務員として親族を雇用しているが、専門的知識を有していない限り、親族を雇用してその人件費に政務調査費を充当するのは違法である。

よって、上記事務員の人件費81万8400円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(2) 小池清議員について（飲酒を伴う飲食費（③の関係））

同議員は、以下のとおり、県政と関係ない会合や酒食をして懇親することを主たる目的とする会合に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年4月4日	飯田早起き野球連盟春季総会	5000円
同年11月26日	信州日報株式会社文化賞授与式	5000円
平成17年1月7日	飯田社交倶楽部放談会	5000円
同年1月10日	飯伊理容組合新年会	5000円
同年1月14日	下伊那郡町村会三団体新春懇談会	3000円
同年1月16日	飯田下伊那歯科技工士会新年会	5000円
同年1月28日	長野県建築士事務所協会新年懇親会	5000円
同年1月31日	みなみ信州農業協同組合新年懇親会	3000円

よって、上記会費（合計3万6000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(3) 古田英士議員について

ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、自己所有の自宅を賃借しているかのように虚偽の賃貸借契約書

を作成し、その賃借料に政務調査費を充当しており違法である。

また、看板には「後援会」としか記載されておらず、会派の事務所とは認められない。

よって、賃借料57万6000円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

また、横領という犯罪行為をしている以上、同議員自身、不法行為責任を負う。

#### イ 親族の雇用（②の関係）

同議員は、支部事務所事務員として親族を雇用しているが、専門的知識を有していない限り、親族を雇用してその人件費に政務調査費を充当するのは違法である。

よって、上記事務員の人件費72万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### ウ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、平成16年4月4日、飯田早起き野球連盟春季総会に出席してその飲食費5000円に政務調査費を充当したが、早起き野球は県政と関係がなく、その飲食費に政務調査費を充当することは違法である。

よって、上記会費（5000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

### （4）小林宗生議員について

#### ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、後援会事務所を同議員が代表者である有限会社小松商店から賃借しているかのような虚偽の賃貸借契約書を作成し、その賃借料に政務調査費を充当しており違法である。

事務所周辺の住民も上記建物が事務所として使用されていないと述べているし、その外観も事務所としての雰囲気はない。また、看板には「後援会」

としか記載されておらず、会派の事務所とは認められない。

よって、賃借料38万4000円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

また、これは犯罪行為であって、同議員自身、不法行為責任を負う。

#### イ 虚偽の旅費（④の関係）

同議員は、実際は行っていないのに、以下のとおり、名古屋や東京に行つたとの虚偽の報告をして、その旅費として政務調査費を充当しており、違法である。仮に、会派の調査として訪問したのであれば、報告書を作成すべきであるのに、同議員はこれを作成していない。

平成16年5月8日	名古屋（JR東海）	2万3600円
同年5月14日	東京（JR東日本）	2万3380円
同年6月11日	東京（JR東日本）	2万3380円
同年6月19日	名古屋（JR東海、KNT）	2万3600円
同年7月7日	東京（JR東日本、JTB）	2万3380円
同年7月14日	名古屋（JR東海）	2万3600円
同年8月18日	東京（JR東日本、JTB）	1万1690円
同年8月19日	名古屋（JR東海、KNT）	2万5920円
同年10月16日	東京（志賀高原総合案内所）	2万4920円
同年11月4日	東京（志賀高原総合案内所）	2万3380円
同年11月22日	名古屋（JR東海、KNT）	2万3600円
同年12月27日	東京（JR東日本）	2万3380円
平成17年1月27日	東京（志賀協会）	2万3380円

仮に訪問していたとしても、同議員は、調査を担当している責任者等に会って、入込状況を聞いたり、議論をするなどしておらず、調査研究が行われたとはいえない。

よって、これらの旅費（合計29万7210円）への政務調査費の充当は

本件使途基準に反する支出である。

また、これは犯罪行為であって、同議員自身、不法行為責任を負う。

(5) 佐藤友昭議員について

ア 親族の雇用（②の関係）

同議員は、支部事務所事務員として親族を雇用しているが、専門的知識を有していない限り、親族を雇用してその人件費に政務調査費を充当するのは違法である。

よって、上記事務員の人件費 57万9800円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

イ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、酒食をして懇親することを主たる目的とする会合に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成17年1月10日	飯伊理容組合新年会	5000円
同年1月12日	建築士会飯伊支部新年会懇親会	5000円
同年1月16日	飯田下伊那歯科技工士会新年会	5000円
同年1月19日	天龍村商工会新年会	4000円
同年2月7日	旅館組合新年会	5000円
同年2月9日	飯伊料飲組合新年会	5000円

よって、上記会費（合計2万9000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(6) 萩原清議員について

ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、自己所有の自宅を賃借しているかのように虚偽の賃貸借契約書を作成し、その賃借料に政務調査費を充当しており違法である。

また、看板には「後援会」としか記載されておらず、会派の事務所とは認められない。

よって、賃借料36万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

また、横領という犯罪行為をしている以上、同議員自身、不法行為責任を負う。

#### イ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、単なる調印式や祝賀会の飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年10月25日 松本合併調印式 5000円

平成17年1月7日 中信農業共済組合新年祝賀会 3000円

よって、上記会費（合計8000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### （7）小松稔議員について

##### ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、同議員が取締役をしている株式会社長野マイホームが事務所として借りている場所を、同社から借りているが、そもそも支部事務所を借りる必要はない。

しかも、看板には「後援会」としか記載されておらず、会派の事務所とは認められず、政務調査費を充当するのは違法である。

また、その賃借料全額に政務調査費を充当しているところ、政務調査費の充当の上限を50%としている本件マニュアルに反する。

よって、少なくとも賃借料の50%を超えた部分について政務調査費を充当するのは違法である。

したがって、賃借料39万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

##### イ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、自らが会員となっているシニアクラブや酒食を

して懇親することを主たる目的とする会合に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年7月26日 岡谷JCシニアクラブ 5000円

同年12月26日 岡谷JCシニアクラブ 5000円

平成17年1月5日 岡谷市民新聞新年祝賀会 5000円

よって、上記会費（合計1万5000円）への政務調査費の充当は本件用途基準に反する支出である。

(8) 以上より、自由民主党県議団には、421万8410円の返還義務がある。

## 2 縁新会について

(1) 下村恭議員について（虚偽の旅費（④の関係））

同議員は、実際は調査研究のための訪問などしていないのに、以下のとおり、調査研究旅費を要したとして、これに政務調査費を充当しており、違法である。また、夢ハウスの役員や責任者に会わずに展示場に何回も行く必要はないし、会派の調査として調査を行ったのであれば、報告書を作成すべきであるのに、これを作成していないし、会派に報告した行き先を「三菱商事」としているが、現実には名古屋港に行ったのであるから、これでは会派の了解を得た調査とはいえない。仮に、木材の調査をしていたとしても、同議員が実質的に経営する丸子材木株式会社のための調査とも考えられる。

平成18年度には、以下の調査のうち、羽田孜衆議院議員の事務所以外へは行かなくなっており、平成16年度にも調査に行っていないと推測される。

さらに、同議員が所属する政党の議員である羽田孜衆議院議員の事務所への訪問は政党活動である。

### ア 名古屋と東京の三菱商事への旅費

平成16年4月1, 2日 4万2280円 食事代3000円

同年4月16日 4万2280円

同年5月20, 21日 4万2280円 食事代3000円

同年7月16日 4万2280円

同年9月13日 4万2200円

同年10月18日 4万3720円

イ 新潟市の夢ハウスへの旅費

平成16年4月26日 2万3760円

同年5月10日 2万3760円

同年7月8日 2万2960円

同年7月27日 2万2960円

同年8月18日 2万2960円

平成17年1月13日 2万2960円

ウ 新潟市の東進林業株式会社、東新木材への旅費

平成16年10月26日 2万3760円

同年11月2日 2万3760円

平成17年1月13日 2万2960円

同年2月10日 2万2960円

エ 金沢ハウジングへの旅費

平成16年8月11日 1万5140円

平成17年1月18, 19日 2万6850円

オ 羽田孜衆議院議員事務所への旅費

平成16年4月7日 1万3880円

同年4月19日 1万3880円

同年5月7日 1万3880円

同年5月17日 1万5430円

同年7月7日 1万6720円

同年7月26日 1万4700円

同年9月17日 1万8470円

よって、これらの旅費合計 64万2790円（請求する額は61万9830円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

また、これは犯罪行為であって、同議員自身、不法行為責任を負う。

(2) 下崎保議員について

ア 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、自らが協会の支部役員となっている食品衛生協会や、単なる記念式典に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年5月19日 ながの食品衛生協会 5000円

同年9月3日 科野青年会議所35周年記念式典 5000円

よって、上記会費（合計1万円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

イ 不必要な旅費（④の関係）

同議員は、平成16年5月7日、6月7日、7月6日、同月15日、同月27日、8月6日、同月18日、9月8日、10月12日、同月20日、同月29日、11月17日、同月25日、12月24日、平成17年1月12日、同月21日、同月27日、2月4日、同月8日に羽田孜衆議院議員事務所を調査研究のために訪れたと報告し、各日1万6720円の旅費に政務調査費を充当しているが、訪問回数（19回）が異常に多く、訪問の必要性がなく、訪問していない可能性が高い。

よって、これらの旅費（合計31万7680円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(3) 塚田一議員について

ア 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、県政と関係ない会合、単なる祝賀会、酒食をして懇親することを主たる目的とする会合に出席して、その飲食費に政務調査

費を充当しており違法である。

平成16年4月14日	千曲獣友会総会	1万円
平成17年1月4日	さかきテクノセンター新春賀詞交歓会	3000円
同年1月13日	科野青年会議所祝賀会	5000円
同年1月14日	長野県薬業協会表彰受賞者祝賀会	5000円
同年2月12日	坂城町囲碁クラブ役員新年会	5000円
同年2月19日	坂城商工会議所新年会	5000円
同年2月20日	ひまわり会	3000円

よって、上記会費（合計3万6000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### イ 不必要な旅費（④の関係）

同議員は、平成16年11月22日、平成17年1月11日、3月6日、同月19日、同月31日に羽田孜衆議院議員事務所を調査研究のために訪れたと報告し、旅費に政務調査費を充当しているが、調査の必要性がなく、カラ出張である。さらに、同議員が所属する政党の議員である羽田孜衆議院議員の事務所への訪問は政党活動である。

よって、これらの旅費（合計5万0040円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### (4) 寺島義幸議員について

同議員は、以下のとおり、運転行代に政務調査費を充当しているが、飲酒した上で政務調査に必要な会合に参加してやむを得ず飲酒した事情について証拠がないので違法であると推定される。

平成16年7月30日 6000円

平成17年1月28日 5000円

同議員は、平成16年7月30日は金曜会に出席し、平成17年1月28日は浅科村議員会に出席し、その帰途に自動車代行を利用したと主張するが、出

席した会合の会費について、政務調査費の充当がされておらず、調査研究のための会合ではなかったと推定される。

(5) 以上より、緑新会には、106万7510円（請求する額は104万4550円）の返還義務がある。

### 3 志昂会について

(1) 志昂会本部の県外視察について（⑤の関係）

志昂会所属の議員等は、県外視察として、平成16年7月5日から7日まで、三重県を訪れ、同月5日に伊勢市に宿泊したが、伊勢市への訪問及び同市の宿泊は、政務調査としては不要で観光目的で伊勢神宮とおかげ横丁へ行ったために要したものである。

よって、同月5日の宿泊費（12万2310円）、津市から伊勢市までの交通費往復分（1万4000円）、土産代（3780円）、伊勢市内のタクシ一代（4760円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(2) 清水洋議員について（事務所の賃借料（⑥の関係））

同議員は、同議員の自宅の隣にあり、同議員が経営している株式会社清水商店から、後援会事務所として事務所を借りているが、そもそも事務所を借りる必要はない。

しかも、看板には「後援会」としか記載されておらず、会派の事務所とは認められず、政務調査費を充当するのは違法である。

また、その賃借料の75%に政務調査費を充当しているところ、政務調査費の充当の上限を50%としている本件マニュアルに反する。同議員は、平成18年度においては、賃料の50%のみに政務調査費を充当しており、50%を超える充当に根拠がないことを示すものである。

よって、少なくとも賃借料の50%を超えた部分について政務調査費を充当するのは違法である。

したがって、賃借料15万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(3) 高見澤敏光議員について（事務所の賃借料（①の関係））

同議員は、同議員が取締役をしている嶋屋住設株式会社から、事務所を借りているが、そもそも事務所を借りる必要はない。しかも、その賃借料の80%に政務調査費を充当しているところ、政務調査費の充当の上限を50%としている本件マニュアルに反する。同議員は、平成18年度においては、賃料の50%のみに政務調査費を充当しており、50%を超える充当に根拠がないことを示すものである。

よって、少なくとも賃借料の50%を超えた部分について政務調査費を充当するのは違法である。

したがって、賃借料18万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(4) 柳平千代一議員について（事務所の賃借料（①の関係））

同議員は、事務所を借りているが、そもそも支部事務所を借りる必要はない。しかも、その賃借料の80%に政務調査費を充当しているところ、政務調査費の充当の上限を50%としている本件マニュアルに反する。

よって、少なくとも賃借料の50%を超えた部分について政務調査費を充当するのは違法である。同議員は、平成18年度においては、賃料の50%のみに政務調査費を充当しており、50%を超える充当に根拠がないことを示すものである。

したがって、賃借料21万5460円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(5) 以上より、志昂会には、69万0310円の返還義務がある。

#### 4 県民クラブ・公明について

(1) 柳田清二議員について（飲酒を伴う飲食費（③の関係））

同議員は、平成16年6月6日の中野青年会議所登録料の支払に政務調査費を充当しているが、登録料に政務調査費を充当することはできず、違法である。

よって、上記登録料（5000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(2) 高木蘭子議員について（飲酒を伴う飲食費（③の関係））

同議員は、以下のとおり、新年会に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成17年1月20日 長野県日中友好協会新年会 4000円

同年1月29日 小諸青年会議所新年会 5000円

よって、上記会費（合計9000円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(3) 倉田竜彦議員について（飲酒を伴う飲食費（③の関係））

同議員は、平成17年1月14日に長野県医師会新年会に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

よって、上記会費（2500円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

(4) 小林利一議員について

ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、自己所有の自宅を賃借しているかのような虚偽の報告をし、その賃借料に政務調査費を充当しており違法である。

よって、賃借料52万2000円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

また、横領という犯罪行為をしている以上、同議員自身、不法行為責任を負う。

イ 親族の雇用（②の関係）

同議員は、支部事務所事務員として親族を雇用しているが、専門的知識を有していない限り、親族を雇用してその人件費に政務調査費を充当するのは違法である。

よって、上記事務員の人件費 16万6580円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### ウ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、県政と関係のない会合や新年会に出席して、その飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年4月4日 飯田早起き野球連盟春季総会 5000円

平成17年1月12日 長野県建築士会新年会懇親会 5000円

よって、上記会費（合計1万円）への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

#### (5) 牛山好子議員について

##### ア 事務所の賃借料（①の関係）

同議員は、夫所有の自宅敷地内にある後援会事務所（同議員の夫の名義であると推定される。）を借りているが、事務所として借りる必要がない。

しかも、看板には「後援会」としか記載されておらず、会派の事務所とは認められず、政務調査費を充当することは違法である。

また、賃借料に政務調査費を充当する場合は上限を50%とすべきであり、少なくとも賃借料の50%を超えた部分について政務調査費を充当するのは違法である。

したがって、賃借料18万円への政務調査費の充当は本件使途基準に反する支出である。

##### イ 飲酒を伴う飲食費（③の関係）

同議員は、以下のとおり、単なる調印式や祝賀会の飲食費に政務調査費を充当しており違法である。

平成16年10月25日 松本合併調印式 5000円

平成17年1月17日 長野県理容業生活衛生同業組合松本支部新年会  
5000円

同年1月31日 長野生活衛生同業組合新年会 5000円

よって、上記会費（合計15000円）への政務調査費の充当は本件使途  
基準に反する支出である。

(6) 以上より、県民クラブ・公明には、91万0080円の返還義務がある。

これは正本である。

平成19年10月12日

長野地方裁判所民事部

裁判所書記官 原

正

